天災・火災により発生した一般廃棄物の搬入及び

処理手数料の免除について

鳥羽志勢広域連合環境課
志摩市環境・ごみ対策課

風水害、地震等の天災又は火災により罹災した際に発生した一般廃棄物を鳥羽志勢広域連合のやまだエコセンター及び志摩市の施設に持ち込みを行う場合には事前に申請を行い、鳥羽志勢広域連合及び志摩市の承認を受けることによりごみ処理手数料が免除されます。

ただし、搬入及び免除には事前に手続が必要ですので、罹災した一般廃棄物を施設に搬入する際には、必ず鳥羽志勢広域連合環境課及び志摩市環境・ごみ対策課に連絡し、協議してください。なお、廃棄物の種類によって搬入する施設が異なりますのでご注意ください。

１．減免の対象について

減免の対象は専用住宅、倉庫、アパート等です。詳しくは志摩市環境・ごみ対策課にお問い合わせください。

２．手続について

※やまだエコセンターのみに搬入する場合であっても必ず環境・ごみ対策課を経由して手続きを行ってください。

（１）手続の流れ　（別紙１）

①志摩市課税課又は消防署が発行するり災証明書又はり災届出証明を取得してください。

②廃棄物を施設に搬入する場合、まず鳥羽志勢広域連合（56－0530）及び志摩市環境・ごみ対策課（43－7940）に連絡をしてください。なお、搬入する１週間前までには必ず連絡をしてください。ただし、急を要する場合はこの限りではありません。この際、搬入を行う搬入者の連絡先、搬入する廃棄物の種類、おおよその罹災の規模を必ず伝えてください。この際に搬入できる日、時間を調整します。

※なお、現地を確認させていただく場合があります。

③罹災証明書（写）を添付し、廃棄物の搬入先に応じて一般廃棄物処理手数料減免申請書（別紙２）、一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書（別紙３）を志摩市環境・ごみ対策課に提出してください。

④減免の承認後、鳥羽志勢広域連合及び志摩市環境・ごみ対策課から連絡します。

（２）連絡先・申請書提出先

・鳥羽志勢広域連合　やまだエコセンター
志摩市磯部町山田 800 番地　TEL：0599－56－0530

・志摩市環境・ごみ対策課（阿児清掃センター内）
志摩市阿児町鵜方 477 番地 17　TEL：0599－43－7940

３．搬入方法等について

（１）搬入できる廃棄物の種類について

施設によって搬入できる廃棄物の種類等が異なります。廃棄物の搬入先は志摩市発行の「資源とごみの分け方・出し方」のパンフレット及び搬入基準（別紙４）に示していますが、詳しくは事前にお問い合わせください。

（主な搬入先の分類）

①もやせるごみ・・・やまだエコセンター
②もやせないごみ・・・やまだエコセンター
③ガラス・陶器類等・・・志摩一般廃棄物最終処分場、浜島一般廃棄物最終処分場、大王清掃センター
④資源ごみに該当するもの・・・やまだエコセンター
⑤粗大ごみ・・・やまだエコセンター
⑥その他（産業廃棄物等）施設で処理できないもの・・・産業廃棄物処理業者などへ処理を依頼してください。

（２）廃棄物の搬入基準について

やまだエコセンターに搬入できる廃棄物の大きさ等は別添搬入基準（別紙４）をご確認ください。搬入基準を超える大きさのもの、処理不適物については一切搬入できません。

（３）搬入時間について

施設により搬入できる時間、曜日が異なります。そのため、必ず事前に担当者と調整をしてください。なお、搬入する廃棄物の量によっては一度に搬入できない場合があります。

【鳥羽志勢広域連合　やまだエコセンター】
月曜日～金曜日及び日曜日　午前８時 30 分から午後４時まで
※ただし、年末年始は取扱いが異なります。

【志摩一般廃棄物最終処分場、浜島一般廃棄物最終処分場、大王清掃センター】
※志摩一般廃棄物最終処分場、浜島一般廃棄物最終処分場、大王清掃センターへの搬入時間については事前に環境・ごみ対策課と協議してください。

４．留意事項

・事前手続がされていない場合は、手数料を免除できません。
・処理手数料の免除を希望しない場合であっても、大量の廃棄物を搬入する場合には事前に協議をお願いします。
・搬入を業者に依頼する場合には一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している業者に依頼する必要があります。
・建設業者へ住宅家屋の解体を依頼したときは、産業廃棄物に該当する場合があります。産業廃棄物に該当する場合にはやまだエコセンター及び志摩一般廃棄物最終処分場、浜島一般廃棄物最終処分場、大王清掃センターに搬入することはできません。
・その他の産業廃棄物についても、やまだエコセンター及び志摩一般廃棄物最終処分場、浜島一般廃棄物最終処分場、大王清掃センターに搬入することはできません。
・火災ごみを搬入する場合にはごみの飛散・落下防止の措置を施してください。
・予定していた搬入日、時間を変更する場合は必ず施設に連絡してください。
・搬入に際しては、必ず施設職員の指示に従ってください。
・搬入ができない物が発見された場合には、持ち帰りを指示します。
・可能な限り分別を行ってください。分別が行われていない場合、搬入をお断りする場合があります。

別紙１

天災・火災等による罹災

↓

市又は消防署で
罹災証明の取得

↓

広域連合・志摩市へ連絡
（搬入日の調整）

↓

志摩市へ減免申請書の提出

↓

広域連合・志摩市から
減免承認通知

↓

廃棄物の搬入

別紙２

様式第１号（第７条関係）

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年　　月　　日

鳥羽志勢広域連合長　　様

申請者　　住所又は所在
氏名又は名称　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第７条第１項の規定により処理手数料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．地区（市）

２．一般廃棄物の種類

３．搬入期間　　年　　月　　日　　から　　年　　月　　日まで

４．申請の理由

別紙 3

様式第 2 号(第 10 条関係)

一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書

年　　月　　日

志摩市長　　様

住　　所

氏　　名

志摩市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 10 条の規定により、一般廃棄物処理手数料の減額・免除を下記のとおり申請します。

記

廃棄物の種類	数　　量	理　　由

別紙４

【やまだエコセンターの搬入基準】

【搬入できるもの】
・木製の柱、梁、建具（長さ約１m×太さ約 10cm 以内）
・畳
・じゅうたん
・布団
・カーテンなどの布類
・机、椅子などの家具類
・ソファ（スプリングの入っていないもの）
・マットレス（スプリングの入っていないもの）
・小型家電製品（掃除機、扇風機、電子レンジなど）
・サッシなどの金属類
　など
※搬入できる粗大ごみの大きさの目安は幅 1.2m、高さ 2.0m、長さ 1.0m です。

【搬入できないもの（処理不適物）】
・産業廃棄物に該当するもの
・ガラス、陶磁器類
・家電４品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）
・消火器
・土、汚泥、またはこれらが大量に付着しているもの
・ガスボンベ
・コンクリート
・廃油
・浴槽
・鉄筋、鉄骨
・ピアノ、オルガン
　など
※詳しくは搬入する前にお問い合わせください。